

令和2年第1回 監査論【講評】

短答式試験，おつかれさまでした。

今回の短答式試験の問題数は，最近の傾向通り 20 問でした。また，出題実績のない分野からの出題はありませんでした。全体の難易度としては，**前々回の平成 31 年第 I 回（平成 30 年 12 月実施）と比べて変化なし，前回の平成 31 年第 II 回（令和元年 5 月実施）と比べて，やや易化した**といえます。

今回の試験の特徴としては以下が挙げられます。

- ・ 前回と同様，監査実施論からの出題が少なかった。
- ・ 例年と異なり，解きやすい問題が前半に集中していた。
- ・ 易しい問題と難しい問題の差が激しかった。
- ・ 問題文の読み取りが難しい出題が目立った。
- ・ 重箱（監基報）の隅を突くような出題が目立った。

今回の試験は，このような試験傾向であったため，監査論で高得点を獲得することは難しかったのではないかと感じています。

しかし，易しい問題に関してはかなり解きやすい傾向にありましたので，そのような問題を取りこぼさずに正答できたかということが重要であったと言えます。そのため，結果としては，例年通り，細かな論点にこだわりすぎず，**重要性の高い頻出分野について網羅的に学習していたかどうかで点数差がついた**試験であったと感じています。

次に，出題範囲については，ここ数年の短答式試験の傾向どおり，**幅広く様々な論点から出題**されています。具体的には，監査の基準から 2 問，監査実施論から 3 問（監査計画，監査上の重要性，特別な検討を必要とするリスクへの監査人の対応），監査報告論から 2 問（特別目的の財務諸表の監査を含む監査報告，監査上の主要な検討事項），不正リスク対応基準から 2 問，内部統制監査から 2 問，財務諸表監査総論，専門能力及び実務経験等から得られる知識，監査の品質管理，監査役等とのコミュニケーション，金融商品取引法監査制度，会社法監査制度，公認会計士法，保証業務，四半期レビューから 1 問ずつ出題されています。

なお，**監査論の短答直前答練第 1 回で頻出分野として掲げた 15 分野から 17 問出題されております。**

今回の短答式試験の難易度は，正答したい A ランクの問題が 12 問，正答が可能な B ランクの問題が 5 問，正答することが難しい C ランクの問題が 3 問でした。

なお，今回の試験の目標点は，A 問題については 12 問中 10 問～11 問，B 問題については 5 問中 2 問～3 問（C 問題は不正解で構わない）正答していただきたいので，**65 点程度**になります。

令和2年公認会計士試験

第 I 回短答式試験

監査論・解答解説

問題 1

正解 2 (難易度: A)

ア. ○ (「公認会計士法」第 30 条)

イ. × **監査人が財務諸表の適正性に関する意見を表明する際に必要となる判断事項は、**
① 経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかを判断すること、② その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうかを判断すること、③ 財務諸表の表示方法が適切であるかどうかを判断することの**3点であるにもかかわらず、本肢は①と②の2点しか示していないため誤りとなる**(「監査基準」第四—2)。

ウ. ○ (監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」15 項, A26 項)

エ. × 監査人は、入手した監査証拠に基づき、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示があると認める場合には、監査報告書において除外事項付意見を表明しなければならない。つまり、監査人は、財務諸表利用者の経済的意思決定に有用な情報として経営者に対して財務諸表に記載を求めた事項が記載されなかった場合には、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示があると、当該事項を**除外事項としなければならない**、**追記情報として記載することはできない**ため、本肢は誤りとなる(監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」15 項)。

問題 2

正解 3 (難易度: A)

ア. ○ (「公認会計士法」第 24 条の 4, 「公認会計士法施行規則」第 11 条)

イ. × **有限責任監査法人の特定証明については、指定有限責任社員のみが無限責任を負い、その他の社員については、たとえ補助者として特定証明に係る業務に関与した場合であっても有限責任しか負わない**ため、本肢は誤りとなる(「公認会計士法」第 34 条の 10 の 5 第 2 項, 第 34 条の 10 の 6 第 7 項, 第 8 項)。

ウ. × 大規模監査法人において、上場会社の監査証明業務を行う「筆頭業務執行社員等」は、連続した 5 会計期間の監査証明業務の後、当該上場会社の監査関連業務には 5 会計期間経過した後でなければ従事できない。この点、「筆頭業務執行社員等」とは、業務執行社員のうち、その事務を統括する者として監査報告書の筆頭に署名する社員及び監査証明業務に係る審査に関与し、当該審査に最も重要な責任を有する者を指す。したがって、本肢の規定は、**審査に最も重要な責任を有する者もその対象になる**ため、本肢は誤りである(「公認会計士法」第 34 条の 11 の 4, 「公認会計士法施行規則」第 23 条)。

エ. ○ (「公認会計士法」第 34 条の 12 第 1 項, 第 2 項)

問題 3

正解 5 (難易度: A)

- ア. × 公認会計士又は監査法人が、監査証明業務の実施に際して、被監査会社の法令違反等事実を発見し、その是正その他の適切な措置をとるべき旨を通知したにもかかわらず、一定期間を経過してもなお被監査会社が適切な措置をとらない場合であつて、さらに「当該法令違反等事実が特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある場合」には、当該事項に関する内容を内閣総理大臣に申し出なければならない。つまり、**本枝のような状況であっても、当該法令違反等事実が特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがない場合には、本枝の規定は要求されない**ため、本枝は誤りとなる(「金融商品取引法」第 193 条の 3 第 2 項)。
- イ. ○ (「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第 5 条第 1 項)
- ウ. × **上場会社が提出する有価証券報告書の訂正報告書に含まれる訂正後の財務諸表には、公認会計士又は監査法人による監査証明が求められる**ため、本枝は誤りとなる(「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項, 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第 1 条第 15 項)。
- エ. ○ (「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項 1 号)

問題 4

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 会計監査人は、計算書類が法令又は定款に適合するかどうかについて監査役等と意見を異にするときは、定時株主総会に出席し、意見を述べることができる。したがって、**当該規定は会計監査人の義務ではなく権利に関する規定である**ため、本枝は誤りとなる(「会社法」第 398 条第 1 項, 第 3 項, 第 4 項, 第 5 項)。
- イ. ○ (「会社法」第 2 条 6 号, 第 328 条第 2 項)
- ウ. ○ (「会社法」第 337 条第 3 項 2 号)
- エ. × 監査役会監査報告の内容は、各監査役が作成した監査報告に基づいて監査役会の決議により決定されるが、**監査役会の決議は監査役の過半数をもって行う**。また、**監査役は、監査役会監査報告の内容が自らの監査報告と異なる場合には、当該内容を監査役会監査報告に付記することができる**。このように、**全ての監査役の意見の一致は必ずしも必要にならない**ため、本枝は誤りとなる(「会社法」第 393 条第 1 項, 「会社計算規則」第 128 条)。

問題 5

正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ (「不正リスク対応基準」第三 2)

- イ. × 監査事務所は、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続において、不正リスクに関連して監査事務所に寄せられた情報を受け付け、関連する監査チームに適時に伝達し、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、監査チーム外の監査事務所の適切な部署又は者に報告することを求めなければならない。したがって、**当該情報の検討自体は関連する監査チームが行う**のであって、監査チーム外の監査事務所の適切な部署又は者が行うわけではないため、本肢は誤りとなる（「不正リスク対応基準」第三 5）。
- ウ. ○（「不正リスク対応基準」第三 6）
- エ. × 監査事務所は、不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合には、当該疑義に対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査の担当者（適格者で構成される会議体を含む）を監査事務所として選任しなければならない。したがって、**当該審査は会議体による審査に限定されているわけではない**ため、本肢は誤りとなる（「不正リスク対応基準」第三 7）。

問題 6

正解 5 （難易度：A）

- ア. × 監査人は、四半期財務諸表に係る投資家の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過することなく、四半期レビューを効果的かつ効率的に実施するため、四半期レビューと年度の財務諸表の監査の関係を考慮し、**年度の財務諸表の監査計画の一環として四半期レビュー計画を策定できる**。したがって、四半期レビュー計画は、年度の財務諸表の監査計画とは別に策定されなければならないわけではないため、本肢は誤りとなる（監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」第 17 項）。
- イ. ○（「四半期レビュー基準」第二 9、監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」第 36 項③、第 39 項）
- ウ. × 監査人は、**四半期レビュー報告書において、無限定の結論を表明する場合、四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであると判断した旨を記載することが求められる**ため、本肢は誤りとなる（「四半期レビュー基準」第三 5(3)、監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」付録 1 参照）。
- エ. ○（「四半期レビュー基準」第三 12(2)）

問題 7

正解 4 （難易度：A）

- ア. × 内部統制監査において、監査人は、**経営者の評価結果を利用する場合を除き、経営者の評価方法を具体的に検証する必要はない**ため、本肢は誤りとなる（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 1）。
- イ. ○（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」Ⅲ 2、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 4(6)②）

- ウ. ○ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」Ⅱ 3 (6), 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 5 (2))
- エ. × 内部統制監査は, 原則として, 財務諸表監査と同一の監査人が実施することから, 監査人は, **内部統制監査の監査計画を, 財務諸表監査の監査計画に含めて策定する**ため, 本肢は誤りとなる(「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 3 (1)).

問題 8

正解 6 (難易度: B)

- ア. × 監査人は, **本肢の手続を実施するにあたり, 基本的に, 監査人自ら選択したサンプルを用いる**。しかし, 経営者が抽出したサンプルの妥当性を検討することを前提に, 監査人は経営者が抽出したサンプルの全部または一部を自ら検証するサンプルとして利用することができる。このように, 本肢の手続を実施するにあたり, **監査人が自らサンプルを選択しないわけではない**ため, 本肢は誤りとなる(「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 4 (2)①ロ)。
- イ. × 監査人は, 本肢の場合には, 経営者に対し, 選定した重要な事業拠点が適切でない旨を指摘する必要はあるが, **選定の見直しなどの追加的な対応については「財務報告に対する影響の程度に応じ」求める**必要がある。したがって, 監査人は, 経営者に対して当該追加的な対応を常に求めなければならないわけではないため, 本肢は誤りとなる(「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 3 (2)①)。
- ウ. ○ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅱ 3 (5)②)
- エ. ○ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 4 (3)②)

問題 9

正解 3 (難易度: B)

- ア. ○ (品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」25 項, A17 項)
- イ. × 監査責任者は, 監査契約を更新した既存の関与先との間に独立性を阻害する要因を識別した場合, セーフガードを適用することで当該阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去できることもある。しかし, セーフガードを適用できない又は当該阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去することができない場合には, **監査契約の解除が求められる場合もある**ため, 本肢は誤りとなる(品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」20 項(2), 「倫理規則」第 8 条第 1 項)。
- ウ. × 監査事務所は, 監査責任者と審査担当者との間に**監査上の判断の相違が生じ, 解決できない場合**には, 監査調書に記録を残したとしても**監査報告書を発行することはできない**ため, 本肢は誤りとなる(品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」42 項, 43 項(2))。
- エ. ○ (品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」50 項(4))

問題10 正解 1 (難易度：C)

- ア. ○ 直接報告(ダイレクトレポーティング)による保証業務においては、業務実施者は主題情報を作成する者である「主題の測定者又は評価者」になるため、業務実施者自らが主題情報を作成し、その主題情報を結論として保証報告書に報告する業務も存在する(保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」付録1 2(2), 3)。
- イ. ○ (「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」六 3)
- ウ. × 業務実施者が保証業務リスクの構成要素である**固有リスクや統制リスクを検討する程度は、業務環境、特に主題の性質及び合理的保証業務か限定的保証業務かの区別により影響を受ける**ため、本肢は誤りとなる(「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」七 5(1))。
- エ. × 主題とは、識別可能であり、一定の規準に基づいて首尾一貫した評価又は測定を行うことができ、かつ、業務実施者が主題情報に対する保証を得るために十分かつ適切な証拠を収集することができるものをいうが、こうした**主題が適切であるかどうかは、保証水準の影響を受けない**。つまり、主題が合理的保証業務において適切でない場合には、限定的保証業務においても適切ではなく、その逆もまた同様となる。そのため、本肢は誤りとなる(「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」五 1, 保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」Ⅲ 6(3) A39 項, A40 項)。

問題11 正解 6 (難易度：A)

- ア. × 監査基準において、**準拠性に関する意見の表明について明記されたのは、平成 14 年ではなく平成 26 年である**ため、本肢は誤りとなる(「監査基準の改訂について(H14)」三 1, 「監査基準の改訂について(H26)」二 1)。
 なお、**適正性監査の対象は一般目的の財務諸表に限らず、また準拠性監査の対象も特別目的の財務諸表に限られるわけではない**ことから、本肢を誤りと判断することができる。
- イ. × **平成 17 年の改訂では**、原則として、固有リスクと統制リスクを統合した「重要な虚偽表示のリスク」を評価したうえで、発見リスクの水準を決定することとした。したがって、当該改訂により、**固有リスクと統制リスクは、原則として個別に判断せずに、「重要な虚偽表示リスク」を評価することとなった**ため、本肢は誤りとなる(「監査基準の改訂について(H17)」二 2)。
- ウ. ○ (「監査基準の改訂について(H21)」一)
- エ. ○ (「監査における不正リスク対応基準の設定について」一, 二 4(2), (3))

問題12 正解 2 (難易度：A)

- ア. ○ (「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第 3 条第 2 項, 第 3 項 1 号)

- イ. × 一般的に認められている**監査の慣行は、監査の実務指針を構成するものではない**。また、財務諸表の監査を行うに当たって、**監査の慣行に従うことは、法令により求められている事項**である。したがって、本肢は誤りとなる(監査基準委員会報告書(序)「監査基準委員会報告書の体系及び用語」3項、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第3条第2項)。
- ウ. ○ 監査基準は、金融商品取引法に基づく監査のみならず、会社法に基づく監査など、財務諸表の種類や意見として表明すべき事項を異にする監査も含め、公認会計士監査のすべてに共通するものである。そのため、公認会計士又は監査法人が、親会社の依頼に基づき、任意監査として子会社の財務諸表の監査を行う場合であっても、監査基準に準拠して監査を行うことが求められる(「監査基準の改訂について(H14)」二 3)。
- エ. × **財務諸表の一部についてのみ監査を行う場合であっても監査基準に準拠することは求められる**ため、本肢は誤りとなる(「監査基準の改訂について(H26)」二 2, 監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」6項)。

問題13

正解 3 (難易度: C)

- ア. ○ 監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。しかし、監査の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正ではないと疑われる場合、又は文言が後から変更されているが監査人に開示されていないと疑われる場合には、監査人は更に調査しなければならない。このように、監査人は、証憑書類の真正性に疑いを抱いた場合には、筆跡や印影から証憑書類の真正性を評価することが必要となる場合がある。ただし、このような場合であっても、監査人は、鑑定の技能を習得していないし鑑定の専門家であることも期待されていないため、記録や証憑書類の真正性を評価する専門家の利用等の手続により対応すれば良く、監査人自身に記録や証憑書類の真正性を評価する専門能力の保持が求められているわけではない(監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」12項, A 8項)。
- イ. × 公認会計士法において、公認会計士の職責についての規定、及びその趣旨を鑑みれば、当該規定が「自己研鑽」に努めるべきことを意図して設定されたものであるといえる。しかし、この「自己研鑽」は「具体的な手段の一つ」であるとは言いがたく、また、「自己研鑽に努めるべき」ということを直接規定している条文は存在しないことから、本肢は誤りとなる(「公認会計士法」第1条の2, 第28条)。
- ウ. × 監査人に求められる専門知識は、会計や監査を中心とする専門的知識を指す。この点、**被監査会社の製品の工学的な特性や製法に関する専門知識は、会計や監査に関連しない知識であり、監査人に求められる専門知識には含まれない**ため、本肢は誤りとなる。
- エ. ○ (「監査基準の改訂について(H14)」三 2(1))

問題14

正解 3 (難易度: B)

- ア. ○ (「監査基準」第三 二 2, 「監査基準の改訂について(H17)」二 1)
- イ. × 監査計画の策定は, 監査期間全体, すなわち, 前年度の監査の終了直後, 又は前年度の監査の最終段階から始まり, 当年度の監査の終了まで継続する連続的かつ反復的なプロセスである。このように, **監査計画が確定するのは, 意見表明の前の審査時ではなく, 当年度の監査の終了時である**ため, 本肢は誤りとなる(監査基準委員会報告書300「監査計画」A2項)。
- ウ. × **通常, 監査計画が詳細であればあるほど, 実施する監査手続も増え, 監査調書の査閲時間は伸びると**考えられる。そのため, 本肢は誤りとなる。
- エ. ○ (「監査基準」第三 二 3, 4)

問題15

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 選択した指標に関連する財務データには, 通常, 過年度や期中の実績又は財政状態, 当年度の予算又は見込みがある。このように, **指標の値は, 監査対象年度の予算だけでなく, 過年度や期中の実績なども使われることがある**ため, 本肢は誤りとなる(監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」9項, 11項, A2項, A4項, A6項)。
- イ. ○ (監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」17項, A41項)
- ウ. ○ (「監査基準の改訂について(H14)」三 4, 監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」5項)
- エ. × **重要性の基準値を1千万円から5千万円に改訂した場合, 重要な虚偽表示として発見することが求められる虚偽表示は少なくなる**。そのため, このような場合には, 監査の効率性の観点から**発見リスクを高く設定してもよくなるため, リスク対応手続をより簡略的に実施するように変更することができる**。したがって, リスク対応手続の実施範囲は縮小することができるため, 本肢は誤りとなる(監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」12項)。

問題16

正解 5 (難易度: A)

- ア. × 監査人は, 経営者が会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断しているかどうかについて, 経営者確認書を入手しなければならない。そのため, 本肢の場合であっても, **経営者が会計上の見積りを行う際に重要な仮定を使用している場合には, 経営者確認書を入手することが求められる**ため, 本肢は誤りとなる(監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」21項)。
- イ. ○ (「監査基準」第三 三 2, 監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」28項, A119項, A120項)

- ウ、× 監査人は、計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。また、**コミュニケーションを行う事項には監査人により識別された特別な検討を必要とするリスクが含まれる**。したがって、特別な検討を必要とするリスクであると判断したにもかかわらず、監査役への説明から除外したとする本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」13 項）。
- エ、○（「監査基準」第三 三 3，監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」25 項，26 項，監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」A52 項）

問題17

正解 2 （難易度：B）

- ア、○（監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」17 項）
- イ、× 監査人は、特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、本肢における注意喚起に加えて、監査報告書が特定の利用者のみを想定しており、監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載しなければならない。したがって、**監査報告書に配布又は利用の制限を付す旨を記載する必要がある場合もある**ため、本肢は誤りとなる（「監査基準」第四 九，監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」14 項）。
- ウ、○（監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」A13 項，A30 項(2)）
- エ、× 監査人は、**全体としての財務諸表に対して意見不表明とする場合**には、その結論と矛盾させないために、**個別の財務表もしくは財務諸表の特定の項目等に対する無限定意見を含めてはならない**。したがって、本肢の場合であっても、利害関係者に対し、当該情報を提供してはならないため、本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」14 項）。

問題18

正解 1 （難易度：A）

- ア、○（監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」4 項(4)）
- イ、○（監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」14 項）

- ウ. × 監査人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、監査を実施する上で監査人が特に注意を払った事項を決定しなければならない。その際、監査人は特別な検討を必要とするリスクについて考慮する必要がある。そして、そのように決定した事項の中から更に、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。このように、**特別な検討を必要とするリスクであっても監査上の主要な検討事項にならないこともある**ため、本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」8 項, 9 項, A12 項, A21 項）。
- エ. × 監査人が追加的な情報開示を促したにもかかわらず、経営者が情報を開示しないときに、監査人が監査の基準に基づき正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を監査上の主要な検討事項に含めることは、監査人の守秘義務が解除される正当な理由に該当する。つまり、本肢の場合、**当該情報を監査上の主要な検討事項に含めることができる**ので、本肢は誤りとなる（「監査基準の改訂について(H30)」二 1（5）、監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」A55 項）。

問題19

正解 4 （難易度：C）

- ア. × 我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会が統治責任者（ガバナンスに責任を有する者）となる。しかし、**コミュニケーションの対象となる統治責任者は、原則として、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（監査役等）とされており、取締役会は除かれている**ため、本肢は誤りとなる（監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」9 項）。
- イ. ○ 監査人は、計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。しかし、特別な検討を必要とするリスク以外に識別している重要な虚偽表示リスクが高い領域への監査人の対応については、監査役等とコミュニケーションを行う例示項目とされている。このように、当該監査人の対応については、監査役等とコミュニケーションを行う事項に必ずしも含める必要はない（監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」13 項, A13 項, 監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」A19 項）。
- ウ. ○ 監査人は、公認会計士法上の大会社等の監査をする場合は、「直近の」監査事務所品質管理のシステムの外部的レビューの結果を含めた、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面で伝達しなければならない。そのため、前年度に外部的レビューの結果を受領していないときは、過去の外部的レビューの結果を伝達することになる（監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」16 項, A31 項(1)）。

エ. × 監査人は、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正への経営者の関与が疑われる場合には、法令によって禁止されていない限り、監査役等とコミュニケーションを行い、監査を完了するために必要となる監査手続の種類、時期及び範囲についても協議しなければならない。このように、法令によって禁止される場合には、当該監査役等とのコミュニケーションは行われなため、厳密に判断するならば正しい肢になる。しかし、**我が国の場合においては、当該禁止規定が設けられている法令はない**ので、イの肢との比較考量により、誤りと判断している（監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」40 項）。

問題20

正解 6 （難易度：B）

- ア. × **不正リスク対応基準は、すべての監査において適用されるのではなく、主として、財務諸表及び監査報告について広範な利用者が存在する金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業**（非上場企業のうち資本金 5 億円未満又は売上高 10 億円未満かつ負債総額 200 億円未満の企業は除く。以下「上場企業等」という。）**に対する監査において適用される**。このように、監査人は、全ての監査において、不正リスク対応基準を遵守しなければならないわけではないので、本肢は誤りとなる（「監査における不正リスク対応基準の設定について」二 1, 3(1), (2)）。
- イ. × 監査人は、監査実施の責任者と監査チームの主要構成員の間において、不正による重要な虚偽表示が財務諸表のどこにどのように行われる可能性があるのかについて討議を行うとともに、知識や情報を共有しなければならない。このように、**討議を行うメンバーは、監査実施の責任者と監査チームの主要構成員であり、監査チームの全ての構成員ではない**ので、本肢は誤りとなる（「監査における不正リスク対応基準」第二 4）。
- ウ. ○ （監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」32－2 項, F 35－2 項, F A 50－2 項）
- エ. ○ （「監査における不正リスク対応基準」第二 7）